② 周遊エリア

イ 富士山周遊エリア

中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道西宮線大月ジャンクションから甲府南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから富士インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから新富士インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道138号（東富士五湖道路）の富士吉田インターチェンジから須走インターチェンジまでの各インターチェンジ。

ロ ワイド富士山周遊エリア

中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道西宮線大月ジャンクションから小淵沢インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから静岡インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから静岡ＳＡスマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び清水いはらインターチェンジ、中部横断自動車道増穂インターチェンジから双葉ジャンクションまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道138号（東富士五湖道路）の富士吉田インターチェンジから須走インターチェンジまでの各インターチェンジ。

ハ まるごと富士山周遊エリア

中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道西宮線大月ジャンクションから小淵沢インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから豊川インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから三ヶ日ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び清水いはらインターチェンジ、中部横断自動車道増穂インターチェンジから双葉ジャンクションまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道138号（東富士五湖道路）の富士吉田インターチェンジから須走インターチェンジまでの各インターチェンジ。

⑸ 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「速旅　信州ドライブプラン」

⑴ 割引をする自動車

① 東京発着コース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①イに定めるインターチェンジから⑷②に定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。以下同じ。）

② 名古屋発着コース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ロに定めるインターチェンジから⑷②に定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑵ 割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
東京発着コース	5,200円	6,500円
名古屋発着コース	5,200円	6,500円

⑶ 実施する期間

平成25年７月20日から平成25年11月５日まで。ただし、平成25年８月９日から平成25年８月18日までの間を除く。

⑷ 適用インターチェンジ

① 発着エリア

イ 東京発着エリア

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジ及び八王子西インターチェンジ。

ロ 名古屋発着エリア

中央自動車道西宮線の土岐ジャンクションから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び小牧インターチェンジから大垣インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の豊田ジャンクションから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ジャンクションから豊田ジャンクションまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び大垣西インターチェンジ。

② 周遊エリア

中央自動車道西宮線の小淵沢インターチェンジから中津川インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道長野線の安曇野インターチェンジから長野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに関越自動車道上越線の坂城インターチェンジ。

⑸ 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

震災復興のための弁護士雇用等に関する第二次補助金の支給に関する規則制定の公告

震災復興のための弁護士雇用等に関する第二次補助金の支給に関する規則（平成二十五年六月二十日規則第百五十八号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十五年六月二十日　日本弁護士連合会

震災復興のための弁護士雇用等に関する第二次補助金の支給に関する規則（平成二十五年六月二十日規則第百五十八号）

（目的）

第一条　この規則は、東日本大震災（以下「本震災」という。）の被災地における法的需要に的確に応じ、被災地の復興及び被災者の生活再建を促進するため、弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）が当該地域に設置している法律事務所で執務する弁護士を新たに雇用する等した場合に、災害復興支援基金の設置、管理及び支出に関する規則（規則第八十七号）第五条第三項の規定に基づく支出として補助金（以下「第二次補助金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。